

○国土交通省告示第五百十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第三十六項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事を次のように定めたので告示する。

平成二十年四月三十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

地方税法施行令附則第12条第36項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める改修工事は、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（当該改修工事に附帯して必要となる改修工事を含む。）とする。

- 一 次のアに定める改修工事又は次のアに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事（地域の区分（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）別表第1に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）がⅥ地域の場合にあっては、次のイに定める改修工事又は次のイに定める改修工事と併せて行う次のウからオまでに定める改修工事）であること。
 - ア 窓の断熱性を高める改修工事（外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表1-1に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、地域の区分に応じ、施工後に新たに別表2-1に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）
 - イ 窓の日射遮蔽性を高める改修工事（外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、外気に接する窓の夏期日射侵入率（入射する夏期日射量に対する室内に侵入する夏期日射量の割合を表した数値をいう。）が、窓が面する方位に応じ、施工後に新たに別表1-2に掲げる基準値以下となるもの又は窓の建具等が、施工後に新たに別表2-2に掲げる事項に該当し、若しくはこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）
 - ウ 天井等の断熱性を高める改修工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）2に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）
 - エ 壁の断熱性を高める改修工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）
 - オ 床等の断熱性を高める改修工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ断熱材の施工法、部位及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、施工後に新たに別表4に掲げる基準値以上となるものをいう。以下同じ。）
- 二 天井等の断熱性を高める工事、壁の断熱性を高める工事及び床等の断熱性を高める工事においては、発泡プラスチック保温材（日本工業規格A9511-2006R（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本工業規格A9526-2006（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

別表1-1

地域の区分	I	II	III	IV	V
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱					

量をワットで表した数値をいう。別表 2－1 において同じ。

別表 1－2

窓が面する方位	真北±30度の方位	0.60
	上記以外の方位	0.40

別表 2－1

地域の区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに該当するもの イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率（単位 1 平方メートル 1 度につきワット。以下同じ。）が 1.91 以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.51 以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの ニ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの ホ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの ニ又はホの場合、低放射複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は三層複層ガラス（空気層各 12 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
III	次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの ニ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの ホ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの	イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具との二重構造であるもの ニの場合、複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの ホの場合、ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）、複層ガラス（空気層 12 ミリメートルのもの）又は低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
IV 及び V	次のイ又はロに該当するもの イ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの ロ 一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	イの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの ロの場合、ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの

1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R 3107 - 1998（板ガラス類の熱抵抗及び建

築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格 A1420 - 1999（建築用構成材の断熱性測定方法―校正熱箱法及び保護熱箱法）に定める測定方法によるものとする。 2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が0.20以下のガラスを1枚以上使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚以上使用したものをいう。 3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。

別表 2 - 2

方位	建具の種類若しくはその組合せ
真北±30度の方位	一重構造の建具を使用した窓で、日射侵入率が0.66以下である遮熱複層ガラス又は熱線反射ガラスを有するもの
上記以外の方位	一重構造の建具を使用した窓で、日射侵入率が0.43以下である遮熱複層ガラス又は熱線反射ガラスを有するもの
「遮熱複層ガラス」とは低放射ガラス、熱線吸収ガラス等を使用して日射侵入率を低減した複層ガラスを、「熱線反射ガラス」とは日本工業規格 R3221-1995（熱線反射ガラス）に定める日射熱遮蔽性による区分のうち2種及び3種に該当する熱線反射ガラスをいう。	

別表 3

住宅の種類	断熱材の 施工法	部位		熱貫流率の基準値					
				地域の区分					
				I	II	III	IV	V	VI
鉄筋コンクリート造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.37
		壁		0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	1.59
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.43
		壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	1.76
		床	外気に接する部分	0.38	0.46	0.54	0.54	0.54	
			その他の部分						
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.47	0.51	0.58	0.58	0.58	
			その他の部分	0.67	0.73	0.83	0.83	0.83	
その他の住宅		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	0.53
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
		土間床等の外周	外気に接する部分	0.37	0.37	0.53	0.53	0.53	
			その他の部分	0.53	0.53	0.76	0.76	0.76	
		1 「熱貫流率」とは、土間床等の外周以外の部分にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいい、土間床等の外周にあっては、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該土間床等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出したものをいう。							
		2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。							

別表 4

住宅の種類	断熱材の施工法	部 位	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)					
			地域の区分					
			I	II	III	IV	V	VI
鉄筋コンクリ	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5

一ト造等の住宅	外断熱工法	壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	0.3		
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1			
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5			
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8			
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			
		屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	2.0		
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	0.3		
		床	外気に接する部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5			
			その他の部分								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8			
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2			
木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6		
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0		
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2		
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3			
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2			
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			
		枠組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
					天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
壁				3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3		
床	外気に接する部分			4.2	4.2	3.1	3.1	3.1			
	その他の部分			3.1	3.1	2.0	2.0	2.0			
土間床等の外周部	外気に接する部分			3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
	その他の部分			1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			
木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法			屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
				壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5			
			その他の部分								
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7			
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5			
		1 木造又は枠組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて枠の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。 2 木造、枠組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。 3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の値を適用するものとする。 4 土間床等の外周部の断熱材の熱抵抗の値は、基礎の外側若しくは内側のいずれか又は両方に地盤面に垂直に施工される断熱材の熱抵抗の値を示すものとする。この場合において、断熱材は、基礎底盤上端から基礎天端まで連続に施工し、又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関その他これに類するもの（当該玄関その他これに類するものの面積（当該玄関その他これに類するものが二以上ある場合においては、その合計の面積）が、最下階（地階を除く。）の床面積に0.1を乗じた値以下のものに限る。）における土間床等（床裏が外気に通じない床を除く。この項において同じ。）の外周部の断熱材の熱抵抗について、次のいずれかとすることができる（鉄筋コンクリート造等の住宅で、壁又は土間床等の外周部を内断熱工法とした場合を除く。）。 (1) 当該土間床等と屋外の床との取合部を除く基礎の外側に、地盤面に垂直に上表に掲げる基準値以上の熱抵抗の断熱材を施工すること。 (2) 土間床等の外周部の断熱材に替えて、当該土間床等の裏に接する部分に0.6以上の熱抵抗の値の断熱材を施工すること（Ⅲ、Ⅳ及びⅤ地域に限る。）。 5 木造の住宅の床（充填断熱工法のものに限る。）において、床根太の相互の間隔が450ミリメートル以上である場合（その場合において、床端部等における床根太相互の間隔が450ミリメートル以下となる部分があるときは、当該部分を含む。）は、当該床の断熱材の熱抵抗の値を上表に掲げる床の基準値に0.9を乗じた値以上とすることができる。									

附 則

この告示は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十二号）の施行の日から施行する。